

税だより

問合せ

総務部税務課市民税係
 鹿島区市民福祉課税務係
 ☎(24) 5226
 ☎(46) 2113

軽自動車税

廃車の手続は3月中に



軽自動車税は、毎年4月1日現在で原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車などを所有している方に課税されます。

4月2日以降、軽自動車などを譲渡や廃車しても、25年度分の税金は4月1日現在の所有者が全額納めることとなります。

動かなくなった車両などを所有している方で、ナンバー登録をしている場合は軽自動車税が課税されますので、3月中に廃車の手続をしてください。

旧警戒区域内の登録車両について

平成25年度から軽自動車税を課税します

平成23・24年度は条例によって減免されていた、旧警戒区域内に登録されていた原動機付自転車や軽二輪、小型特殊（農耕用）、自動二輪は平成25年度から課税されます。使用されない場合は、現況をご確認ください。

廃車の手続方法

区分	必要書類	申請先・問合せ
原動機付自転車、 小型特殊（農耕用）	①ナンバープレート ②印鑑 ③廃車申告書 ※窓口に備付けてあります。	市民生活部市民課 ☎(24) 5235 鹿島区市民福祉課 ☎(46) 2113
軽二輪、自動二輪、 軽四輪	①ナンバープレート ②印鑑	福島県軽自動車協会 ☎024(546)2577 南相馬自家用組合 ☎(23) 2850



福島県の最低賃金が改正されました

必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も

福島県最低賃金 **664円**

効力発生日：平成24年10月1日

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない制度です。

※特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。



問合せ

福島労働局賃金室 ☎024(536)4604
 相馬労働基準監督署 ☎(36) 4175

産業別最低賃金	最低賃金額
	効力発生日
●非鉄金属製造業	778円 平成25年1月11日
●電子部品・デバイス・電子回路 ●電気機械器具 ●情報通信機械器具製造業	730円 平成25年1月11日
●輸送用機械器具製造業	765円 平成25年1月11日
●計量器・測定器・分析機器・試験機 ●測量機械器具・理化学機械器具 ●時計・同部品 ●眼鏡製造業	763円 平成25年1月11日
●自動車小売業	761円 平成24年12月28日

東日本大震災／原子力災害関連 無料相談コーナー

秘密は守られます。
ひとりで悩まず、気軽にご相談ください。

原子力発電所事故被害者 救済支援センター

福島県弁護士会では、被災者の東京電力に対する損害賠償相談に応じます。

月曜日から金曜日まで弁護士が滞在していますので、相談を希望される方は、事前にご予約ください。

また、電話相談もご利用ください。

相談時間 10時～正午（面談相談）
予約専用 ☎024(533)7770
相談場所 南相馬出張所
（原町区橋本町三丁目34-9）

電話相談 14時～16時（☎②9803）

問合せ 県弁護士会救済支援センター
☎024(533)7770

福島県弁護士会被災者支援

●震災・原発無料電話相談

対象者 東日本大震災、原子力災害で被災された方
受付時間 平日14時～16時
☎024(534)1211
☎024(925)6511
☎0242(27)2522
☎0246(25)0455



要予約

司法書士会無料法律相談

土地や建物登記、会社の法人登記、相続問題などの法律相談会を開催します。

●鹿島区相双総合相談センター

（鹿島区鹿島字北畑26-4）
（県道浪江鹿島線沿い）

相談日 毎週水曜日（14時～17時）
毎週土曜日（10時～13時）
受付時間 月～金曜日
10時～12時30分
13時30分～16時

予約先・問合せ

福島県司法書士会相双総合相談センター
☎②0428



被災者支援何でも相談会

市では、損害賠償問題をはじめ、相続問題や税理問題、借家契約、土地や建物の登記などの相談にそれぞれの専門家が応じます。

相談日 司法書士・行政書士相談 火・木曜日
弁護士・税理士相談 水・金曜日

相談時間 14時～16時

相談場所 南相馬市放射線対策総合センター
（原町区萱浜字巣掛場 45 番 76）
（県立テクノアカデミー浜東隣）

問合せ 生活環境課 ☎②5231

3月の行政相談会

市や県、国などの仕事で分からないことや困っていること、要望したいことなどの相談に南相馬市の行政相談委員が応じます。

相談日 3月9日(土)

相談時間 13時～16時

（受付12時30分～15時30分）

相談場所 南相馬市放射線対策総合センター
（原町区萱浜字巣掛場 45 番 76）
（県立テクノアカデミー浜東隣）

問合せ 生活環境課 ☎②5231

予約不要

原子力損害賠償 和解の仲介をします

原子力損害賠償紛争解決センターは、原子力事業者に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公平に紛争解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

「和解仲介申立書の書き方」などの和解仲介手続の説明を希望される方は、窓口へ直接お越しください。

●原子力損害賠償紛争解決センター 相双支所

（原町区錦町一丁目 30）
（南相馬合同庁舎 403 会議室）

受付時間 9時～17時（平日）

※損害賠償請求の可否や、請求金額などの法律相談は受けることができませんので、ご注意ください。

問合せ 原子力損害賠償紛争解決センター
共通フリーダイヤル
☎0120(377)155
（平日10時～17時）